

# 議会改革推進委員会 中間答申

令和 8 年 3 月 1 8 日

小田原市議会  
議会改革推進委員会



## 議会改革推進委員会における検討の経過と結果

小田原市議会議長

井上昌彦様

議会改革推進委員長

大川裕

本市議会は、議会改革制度の推進に努め、諸課題について、広範かつ詳細な調査検討を行うことを目的に、令和7年7月14日に本委員会を設置した。

同日開催した委員会においては、「政策の立案及び提言の強化」、「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」及び「市民に分かりやすい議会」を確立していくに当たり、議長から、本人からの提案案件とともに、「その他、議会改革に関すること」として各会派及び無会派議員、議会局からの提案案件についての諮問を受けた。

そこで、本委員会では、それらの提案案件について協議することとした。

この度、議会改革推進委員会において調査・検討を行った項目のうち、中間答申とすべきとした項目の協議が終了したので、下記のとおり報告する。

### 記

- 1 設置経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- 2 検討項目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- 3 開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ
- 4 検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12ページ
- 5 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30ページ

# 1 設置経過

## (1) 目的

本市議会における「政策の立案及び提言の強化」、「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」、及び「市民に分かりやすい議会」を確立していくに当たり、本市議会の諸課題について、広範かつ詳細な調査検討を行うことを目的として、「議会改革推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

## (2) 委員

委員長	大川	裕	（誠新）
副委員長	鈴木	敦子	（志民の会・ミモザりっけん）
委員	楊	隆子	（公明党）
同	武松	忠	（誠和）
同	大川	晋作	（維新の会・次世代おだわら）

## (3) 設置期間

推進委員会の設置期間は、令和7年7月14日から協議終了までとする。

## (4) 所管事項

推進委員会は、広く議会の意見を取りまとめ、以下の事項について議長に答申及び提言を行う。

### ア 調査検討事項

- (ア) 議長から諮問された事項
- (イ) その他議会改革を推進するために必要な事項

## (5) 実効性の確保

推進委員会は、議長への答申及び提言を行うに当たり、できるだけ具体的な方策を明示するとともに、各種調整を経ることにより、答申事項の原則実施に向けて取り組むものとする。

(6) 作業スケジュール

推進委員会の作業スケジュールは、別途調整するものとする。

(7) 調査検討事項の委任

調査検討事項の具体的実施方法については、必要に応じ各委員会等へ委任することができるものとする。

(8) 予算対応

調査検討事項の内容により、新たに予算を要求する必要がある場合には、令和9年度予算要求以降に行うものとする。

(9) 調査検討事項の取りまとめ

議長に対し最終答申を含む取りまとめ結果を報告するものとする。ただし、推進委員会において、速やかに実施すべきと判断した場合には、必要に応じて議長あて中間答申を行うものとする。

## 2 検討項目一覧

### (1) 提案案件一覧

提案者	No.	案件名
議長	1	議員定数について
	2	会派制のあり方について
	3	小田原市議会災害対策対応規程の見直し
公明党	4	災害発生時議員行動マニュアルの作成
	5	市議会ホームページの充実
誠和	6	修正案（議案）に対する質疑について
誠新	7	常任委員会における効率的な質疑について
	8	予算特別委員会における資料請求について
志民の会・ミモザ りっけん	9	議会基本条例の検証と運用の改善
	10	会派の構成要件の見直し
	11	「休日・夜間議会」開催の検討
	12	行政視察の在り方を見直し
	13	議会役員を選出方法の見直し
維新の会・次世代 おだわら	14	政務活動費の見直し（タブレット導入による政務活動費の見直し）
	15	委員外議員の発言について
	16	無会派議員の予算、決算特別委員会への参加について
	17	議員に対する議員の質疑について

提案者	No.	案件名
岩田泰明（無会派）議員	18	視察費・政務活動費・歳費などの廃止・削減を優先させた定数議論
	19	会派制の廃止まで含んだ会派要件緩和（一人会派を認める）
議会局	20	予算特別委員会の効率的な運営（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見のあり方）
	21	デジタル化の推進（一般質問通告・議会手続・傍聴資料）
	22	一般質問通告の見直し（提出時間・質問順の決定方法）
	23	討論の見直し（通告制）
	24	会議録の暫定版発行

（２）検討項目一覧（提案案件一覧を体系化したもの）

区分	項目	検討項目	No.	案件名
（１）公正で市民に開かれた議会	議員定数	1 議員定数について	1 18	議員定数について（議長） 視察費・政務活動費・歳費などの廃止・削減を優先させた定数議論（岩田議員）
	会派制	2 会派制の在り方について	2 10 19	会派制のあり方について（議長） 会派の構成要件の見直し（志民） 会派制の廃止まで含んだ会派要件緩和（一人会派を認める）（岩田議員）
		3 無会派議員に対する対応について （予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）	16 15	無会派議員の予算、決算特別委員会への参加について（維新） 委員外議員の発言について（維新）
	政務活動費	4 タブレット導入による政務活動費の見直しについて	14	政務活動費の見直し（タブレット導入による政務活動費の見直し）（維新）

区分	項目	検討項目	No.	案件名
(2) 市民参加の 機会の 拡充	議会基本 条例 (議会 報告会 等)	5 議会報告会について	9	議会基本条例の検証と運用の改善(志民)
	休日・夜 間議会	6 休日・夜間議会について	11	「休日・夜間議会」開催の検討(志民)
(3) 行政監 視機能 の強化	本会議	7 一般質問通告の見直し について (提出時間・質問順の決定 方法)	22	一般質問通告の見直し(提出時間・質問 順の決定方法)(議会局)
		8 討論の見直しについて (通告制)	23	討論の見直し(通告制)(議会局)
		9 質疑について (議員に対する議員の質 疑、修正案(議案)に対す る質疑、常任委員会におけ る効率的な質疑)	17 6 7	議員に対する議員の質疑について(維新) 修正案(議案)に対する質疑について(誠 和) 常任委員会における効率的な質疑につい て(誠新)
	委員会	10 行政視察の在り方の見 直しについて	12	行政視察の在り方の見直し(志民)
	予算特 別委員 会	11 予算特別委員会の効率 的な運営について (説明の簡略化、充実した 資料の提出、個別審査にお ける意見の在り方、資料請 求)	20 8	予算特別委員会の効率的な運営(説明の 簡略化、充実した資料の提出、個別審査 における意見のあり方)(議会局) 予算特別委員会における資料請求につい て(誠新)
		本会議・ 委員会	12 会議録の暫定版の発行 について	24
	(4) 市民に 分かり やすい 議会	災害対 応	13 市議会災害対応につい て	3 4
デジタ ル化		14 デジタル化の推進につ いて (一般質問通告・議会手 続・傍聴資料)	21	デジタル化の推進(一般質問通告・議会 手続・傍聴資料)(議会局)

区分	項目	検討項目	No.	案件名
(4) 市民に 分かり やすい 議会	ホーム ページ	15 市議会ホームページの 充実について	5	市議会ホームページの充実（公明党）
	議会役 員選出 方法	16 議会役員の選出方法の 見直しについて	13	議会役員の選出方法の見直し（志民）

### 3 開催状況

開催日	協議事項
(第1回) 令和7年7月14日	1 協議事項 (1) 委員長の互選について <hr/> (1) 副委員長の互選について (2) 座席の指定について (3) 今後の進め方について (4) 検討項目について (5) 次回の開催日程について
(第2回) 令和7年9月10日	1 協議事項 (1) 検討項目の割り振りについて (2) 今後のスケジュールについて (3) 検討項目について ア 議員定数について イ タブレット導入による政務活動費の見直しについて ウ 休日・夜間議会について エ 会議録の暫定版の発行について オ 議会役員の選出方法の見直しについて (4) 次回の開催日程について
(第3回) 令和7年10月23日	1 協議事項 (1) 検討項目について ア 議員定数について イ タブレット導入による政務活動費の見直しについて

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 休日・夜間議会について</li> <li>エ 会議録の暫定版の発行について</li> <li>オ 議会役員を選出方法の見直しについて</li> <li>カ 議会報告会について</li> <li>キ 行政視察の在り方を見直しについて</li> <li>ク 市議会災害対応について</li> </ul> <p>(2) 次回の開催日程について</p>
<p>(第4回) 令和7年12月19日</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 検討項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 議員定数について</li> <li>イ 議会報告会について</li> <li>ウ 行政視察の在り方を見直しについて</li> <li>エ 市議会災害対応について</li> <li>オ 会派制の在り方について</li> <li>カ 無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）</li> <li>キ 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）</li> </ul> <p>(2) 今後の開催日程について</p>
<p>(第5回) 令和8年1月30日</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 検討項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 議員定数について</li> <li>イ 議会報告会について</li> <li>ウ 市議会災害対応について</li> <li>エ 会派制の在り方について</li> <li>オ 無会派議員に対する対応について（予算・決算特別</li> </ul>

	<p>委員会への参加、委員外議員の発言)</p> <p>カ 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）</p> <p>(2) 中間答申（案）について</p>
--	---

## 【第1回】

- ・この委員会では、「委員長・副委員長の互選」、「座席の指定」、「今後の進め方」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・本委員会を開催していくに当たっての「議事における決定方法について」、「代理議員の出席について」、「本委員会の傍聴について」、「市議会ホームページによる委員会の事前周知について」、「委員会議事録・映像配信の取り扱いについて」及び「委員外議員の発言について」の協議を行った後、議長が、「本委員会への諮問事項」及び「本委員会の活動の考え方」についての説明を行った。
- ・提案案件について、各々内容を説明するとともに、提案案件の体系化についての協議を行った。

## 【第2回】

- ・この委員会では、「検討項目の割り振り」、「今後のスケジュール」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・「検討項目の割り振りについて」では、16の検討項目のうち、「一般質問通告の見直しについて（提出時間・質問順の決定方法）」、「討論の見直しについて（通告制）」及び「質疑について（議員に対する議員の質疑、修正案（議案）に対する質疑、常任委員会における効率的な質疑）」を議会運営委員会に、「市議会ホームページの充実について」を議会広報広聴常任委員会に詳細協議を依頼することに決定した。
- ・「今後のスケジュールについて」では、第3回目以降の委員会は、約2か月に1回のペースで開催予定であり、令和7年度末まで詳細協議を進めるが、必要に応じて令和8年4月以降も継続すること、年明けには中間答申を、令和8年度には最終答申を提出す

る計画であること、第3回目以降の委員会については、複数の検討項目を各会派で事前に配付された調査票をもとに協議し、委員会内で意見を共有し詳細協議により方向性を決定していくことの説明を行った。

・「検討項目について」では、「議員定数について」、「タブレット導入による政務活動費の見直しについて」、「休日・夜間議会について」、「会議録の暫定版の発行について」及び「議会役員の選出方法の見直しについて」の5件について、各検討項目の従前での検討経緯、現状や課題等を記載した資料や県内他市状況の資料を基に、書記から説明を行うとともに、次回から、検討項目の具体的な協議に入るに当たり、各会派の考え方を聞くため、調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

### 【第3回】

・この委員会では、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。

・「検討項目について」では、前回調査票を配付した5件の諮問事項について協議を行い、「タブレット導入による政務活動費の見直しについて」、「休日・夜間議会について」、「会議録の暫定版の発行について」及び「議会役員の選出方法の見直しについて」は方向性を決定した。また、「議会報告会について」、「行政視察の在り方の見直しについて」及び「市議会災害対応について」の3件について、各検討項目の従前での検討経緯、現状や課題等を記載した資料や県内他市状況の資料を基に、書記から説明を行うとともに、次回から、検討項目の具体的な協議に入るに当たり、各会派の考え方を聞くため、調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

### 【第4回】

・この委員会では、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。

・「検討項目について」では、継続協議の「議員定数について」及び前回調査票を配付した3件の諮問事項について協議を行い、「行政視察の在り方の見直しについて」は方向性を決定した。また、「会派制の在り方について」、「無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）」及び「予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）」の3件について、各検討項目の従前での検討経緯、現状や課題等を記載した資料や県内他市状況の資料を基に、書記から説明を行うとともに、次回から、

検討項目の具体的な協議に入るに当たり、各会派の考え方を聞くため、調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

## 【第5回】

- ・この委員会では、「検討項目」及び「中間答申（案）」についての協議を行った。
- ・「検討項目について」では、継続協議の「議員定数について」、「議会報告会について」、「市議会災害対応について」及び前回調査票を配付した3件の諮問事項について協議を行い、「議会報告会について」、「市議会災害対応について」、「会派制の在り方について」及び「予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）」は方向性を決定した。
- ・「中間答申（案）について」では、中間答申（案）について書記から説明を行うとともに、各会派の考え方を聞くため、各会派持ち帰りとした。

## 4 検 討 結 果

### (1) 中間答申すべき検討項目

- ア 会派制の在り方について・・・①
- イ タブレット導入による政務活動費の見直しについて・・・②
- ウ 議会報告会について・・・③
- エ 休日・夜間議会について・・・④
- オ 行政視察の在り方の見直しについて・・・⑤
- カ 予算特別委員会の効率的な運営について(説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求)・・・⑥
- キ 会議録の暫定版の発行について・・・⑦
- ク 市議会災害対応について・・・⑧
- ケ 議会役員の選出方法の見直しについて・・・⑨

### (2) 中間答申以外の検討項目

- ア 議員定数について
- イ 無会派議員に対する対応について(予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言)
- ウ 一般質問通告の見直しについて(提出時間・質問順の決定方法)
- エ 討論の見直しについて(通告制)
- オ 質疑について(議員に対する議員の質疑、修正案(議案)に対する質疑、常任委員会における効率的な質疑)
- カ デジタル化の推進について(一般質問通告・議会手続・傍聴資料)
- キ 市議会ホームページの充実について

※ゴシック体が中間答申すべき検討項目

## 検討項目 ① 会派制の在り方について

### (1) 現在に至るまでの経緯等

本市議会では、議会基本条例において、会派は主として政策を同じくする議員で構成し、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努めるものとし、3人以上で会派を結成することができることとしているが、より議会内の多様な意見を反映させるという観点から、会派の構成要件を見直すことについて検討することとした。

### (2) 主な意見

(第4回) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

- ・特になし

(第5回)

#### 【見直すべきとする意見】

- ・会派制はそもそも運営上の仕組みであり、発言など議員の権利を制限するものではない。無会派議員との格差を是正するため、2人または1人会派を認めるべきである。また、今期は、議員提出議案の提出者が複数会派にまたがっている場合が多く、議案提出に必要な人数に合わせて3人とするということには、疑問が生じる。議員定数の削減に比例して、会派の人数が少なくなることは妥当である。

#### 【現状維持とすべきとする意見】

- ・会派人数を3人以上とすることで、最低限の多様性と内部討議を確保でき、個人の尊重と議会運営の効率性やバランスが取れているため、現状維持が良い。
- ・人数が2人となった場合には、会派控室の数が不足する可能性もある。また、議員提出議案の提出議員数が、定数の12分の1以上の賛成者または3人以上の賛成者となっていることから、それよりも多くしておくべきである。
- ・会派から各委員会に1名出すことができることは大事であり、3人というのは、本当にバランスが良い。
- ・会派制のメリットとして、考えを集約できることがある。また、議員提出議案

について、会派の内容を明確化する形で、3人という現状を維持すべきと考えている。

### (3) 検討結果

見直すべきとの意見もあったが、現状維持とすべきとの意見が多数であったことから、現状維持とすべきとの結論に至った。

## 検討項目 ② タブレット導入による政務活動費の見直しについて

### (1) 現在に至るまでの経緯等

政務活動費については、地方自治法の規定に基づき、本市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、議員に対し交付することが条例で定められている。このことは、市民の負託を受けた議員が適切に任務を遂行するために定められたものだが、市民の関心度が高く、説明責任を果たすことが重要であり、本市議会としての考え方を示す必要がある。

そこで、現在のところ明確な按分率や上限額の定めがない「インク・トナーカートリッジ」及び「FAX使用料」について、検討することとした。

### (2) 主な意見

**(第2回)** ※調査票により各会派持ち帰りとした。

○インク・トナーカートリッジ

・特になし

○FAX使用料

・特になし

**(第3回)**

○インク・トナーカートリッジ

【按分率の設定を必要とする意見】

- ・議会の資料を出すということにほとんど使っていない。

**【按分率の設定を不要とする意見】**

- ・特になし

**【上限額の設定を必要とする意見】**

- ・月額金額が多かった場合、上限があったほうがいいのかと思ったが、他の会派が「無」ということであれば、それはそれで構わない。

**【上限額の設定を不要とする意見】**

- ・複合機で一体となって契約している、または、インクや枚数によって支払っている、あるいは、無くなったらインクだけ補給されるというような様々なパターンの契約があるので、統一的に出すのはなかなか難しいのではないか。

○FAX使用料

**【按分率の設定を必要とする意見】**

- ・議会からの連絡にFAXはほとんど使われていないが、議会活動としてFAXを利用している議員がいるのであれば「有」で良いのではないか。
- ・どうしてタブレット導入になったのかと考えたとき、やはりFAXなどをできるだけ使わない方向にしていくことが元々の意味だと思っている。ただし、現状使うこともある。

**【按分率の設定を不要とする意見】**

- ・FAXと電話が一緒になっていたり、FAXだけであったりするので、そもそも政務活動費に入れなくてもいいのではないか。

**【上限額の設定を必要とする意見】**

- ・特になし

**【上限額の設定を不要とする意見】**

- ・特になし

### (3) 検討結果

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、インク・トナーカートリッジ及びFAX使用料ともに、按分率設定は「有」、按分率は「50%」、上限額設定は「無」との結論に至った。

## 検討項目 ③ 議会報告会について

### (1) 現在に至るまでの経緯等

本市議会では、議会広報広聴常任委員会申合せ事項において「報告会は、議長の判断により必要に応じて開催する。」となっており、令和3年度以降に議会報告会の一つの形として実施している小学生対象の議場見学会を除き、近年開催されていないことから、市民への説明責任という観点から、テーマ別やオンライン形式を含めた柔軟な方法も含め、定期的な開催を行うことについて検討することとした。

### (2) 主な意見

(第3回) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

- ・特になし

(第4回)

#### 【定期的開催すべきとする意見】

・議場見学会は児童・生徒向けとして有効であるが、市民に対して議会報告会を開催していないことが、議会への不信感につながっていると考えており、市民に議会が何を行っているのか、説明責任を果たすため、議会報告会を開催すべきである。

・過去の議会報告会の経験から、課題があることは分かるが、シンポジウムやカフェトークなど、どのような形でも、どうしたら開催が可能か、まずは議論をすところから始め、議長が必要と判断した場合に開催するとしていること

から考え直すべきである。

- ・テーマとしては、公共施設の在り方や議員定数など、現時点でも大きなトピックがあるため、視察報告、テーマに沿った基調講演と座談会の二部形式などを、まずは検討し、開かれた議会に向けて実施していく姿勢が大切である。

#### 【現状維持とすべきとする意見】

- ・広報広聴という観点では、市民への何かしらの説明の場を持つことは否定しないが、市民の方々から多角的で多様な意見や質問が寄せられる場合、その対応が困難であると想像がつく。時の議長が必要性を認めたテーマや議題に焦点を絞り、シンポジウム形式での報告会を行うことは有効であると考えているが、報告会の形式や運営に関して、本来の趣旨から逸脱しないように慎重な検討が必要だと思う。
- ・現状維持の範囲内で、意見交換会の形で、少人数規模のカフェトークのような形式を検討する余地はあるのではないかと思う。
- ・現状どおり、議長が必要と認めれば、議会報告会を開催すべきであると考えている。
- ・議場見学会が順調に進んでいるものの、かなりのハードスケジュールである。議場での一般質問のように議論は生み出されているため、現状維持で良い。

### (第5回)

#### 【定期的を開催すべきとする意見】

- ・過去の経験から議会報告会に課題があることは理解するが、経験していない議員もおり、報告会を行ってみて、改善していくことが良い。議会の報告は、大変大切な仕事であるため、いろいろな形を議論して実施したい。

#### 【現状維持とすべきとする意見】

- ・他市事例を見ると、議会報告会の実施によりガス抜きにはなっているが、逆に、それによって意見がどう反映されるのかという、参加者の不満に今度はつながってくるということもあり、よく考えて行わなければならないと思う。
- ・一般市民対象の議会報告会については、長い間行ってきていないが、毎年行わなければならないものではなく、時に応じて必要な題材があれば議長に都度言っていくなど、いろいろな方法があると思うので、緩やかに考えていく。まずは、

シンポジウムのような形から始めて市民の声を拾うことができれば、とても有意義なことではないかと思う。

・現状、議会報告会ができないという規定ではなく、議長判断で実施できるので、現状維持で良い。

### (3) 検討結果

定期的に開催すべきとの意見もあったが、現状維持とすべきとの意見が多数であったことから、現状維持とすべきとの結論に至った。

## 検討項目 ④ 休日・夜間議会について

### (1) 現在に至るまでの経緯等

本市議会では、本会議及び委員会については、平日開催が基本となっている。

休日・夜間議会の開催は、全国的には、インターネット配信の定着とともに減少傾向であるが、平日昼間の開催は、現役世代などの傍聴が困難な状況であることから、多様な市民が議会に関わる機会の創出という観点から、休日や夜間の本会議・委員会開催について検討することとした。

### (2) 主な意見

(第2回) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

・特になし

(第3回)

#### 【実施すべきとする意見】

・1人でも多く市民の方に、リアルな場で議会を見てもらうことが必要である。働き方改革もあるが、夜間議会をやめたところが、コロナ禍がきっかけということもあったと思われるため、コロナが収まっている今、平日の場合、働いている方もいるため、夜間開催をすべきである。

**【実施すべきでないとする意見】**

- ・インターネット配信もしており、いつでもどこでも確認できる状況である。また、夜間や休日の開催は、職員の時間外勤務等の手当、警備や照明などの追加のコストが発生する。まだまだ市民の関心が把握できていない。
- ・働き方改革を考える上で、考慮しなければいけないと思う。全国的に見ても、実施していたけどやめてしまったところも多い状況を考え合わせると、やはり現状維持で良いのではないか。

(3) 検討結果

実施すべきとの意見もあったが、実施すべきでないとの意見が多数であったことから、実施すべきでないとの結論に至った。

**検討項目 ⑤ 行政視察の在り方の見直しについて**

(1) 現在に至るまでの経緯等

「小田原市議会行政視察執行要領」において、視察の目的や視察地の選定、視察報告については規定しているところであるが、より視察の透明性と実効性を高めるという観点から、政策提言に反映する仕組みを盛り込むこと等について要領の見直しを検討することとした。

(2) 主な意見

(第3回) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

- ・特になし

(第4回)

**【見直すべきとする意見】**

- ・遠方等にこだわらず、内容重視に切り替える必要性があるのではないか。また、オンライン視察の導入などを図ったら良いのではないか。今後、例えば、出産や子育て中である等の配慮すべきケースも出てくると思われるため、ここで一度見

直すべきであると考え。また、視察の成果を、例えば、報告会など分かりやすく市民に還元できる形になれば、より良いと思う。

#### 【現状維持とすべきとする意見】

・現状、各委員会の課題解決のヒントとなるテーマを模索し、正副委員長を中心に委員会メンバーでよく熟慮して、検討・決定している。視察後の委員の意見や実施報告書の内容も、非常に有効であり、価値のあるものになっていると思う。また、現地に赴いて、見て、聞いて、感じることは非常に重要であって、規定の範囲内での現地視察を中心に実施することで良いと思う。

・行政視察の市政への反映については、議員個人が行うべきである。また、例えば、常任委員会等で視察結果をもとに、ある程度政策をまとめるということになると、細かい項目に対して行うのはなかなか厳しいのではないか。

#### (3) 検討結果

見直すべきとの意見もあったが、現状維持とすべきとの意見が多数であったことから、現状維持とすべきとの結論に至った。

### 検討項目 ⑥ 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）

#### (1) 現在に至るまでの経緯等

限られた時間内で、効率的に充実した予算審査を行うため、事前の資料提出による執行部（部局長）からの議案説明時間の短縮、予算説明資料の充実化、個別審査における簡潔明瞭な質疑・意見、資料請求について検討することとした。

なお、具体的には、次の4点に内容を絞って検討を行った。

##### ① より詳細な情報の提供について

（他市の例を参考に、機会を捉えて、「事業内容一覧表」の内容に各事業費の内訳を加えるよう、執行部に検討を要望すること。より詳細な情報が示されていれば、委員会での細かい質疑は不要となるため、個別審査に

おける簡潔明瞭な質疑・意見につながる。)

② 予算書の記載について

(工事請負費中の個々の事業費の予算額を記載するよう、執行部に要望すること。)

③ 説明について

(・議案説明資料及び予算説明資料が提出されている事業の口頭説明は、資料の全文を朗読するのではなく要点を抜き出しての説明とすること。  
・議案説明資料及び予算説明資料の提出のない事業について説明をする場合は、口頭説明の読み原稿に相当する文書を提出してもらい、それをもって口頭説明は省略すること。)

④ 資料の請求について

(・例年請求している資料や要求することが既に分かっている資料(真に必要な資料に限る)については、事前に内定委員によりリスト化し、委員会初日に採決し、一括請求すること(提出期日は所管部局の審査の翌日の15時まで)。  
・委員会の中で必要となった資料はこれまでどおりの手続きで請求することとし、提出の期限は請求の翌日の15時までとすること。  
・年度を遡って資料を請求する場合は、過去5年程度までとし、長期の場合でも原則過去10年までとすること。  
・資料の作成に著しく時間やコストがかかる場合は、執行部は必ず、資料請求時の可否確認の際に申し出ること。)

(2) 主な意見

(第4回) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

○より詳細な情報の提供

・特になし

○予算書の記載

・特になし

○説明

- ・特になし

○資料の請求

- ・特になし

(第5回)

○より詳細な情報の提供

**【実施すべきとする意見】**

- ・より詳細な情報を得ることで、予算審議の質を高めることにつながる。
- ・現状、事業内容の内訳を確認するだけの質問が多いと感じられるので、資料があれば減る質問もある。

**【実施すべきでないとする意見】**

- ・予算書の作成が既にシステム化されており、それ以外の資料作成や情報の変更は、職員に負担がかかると思われる。また、読み手側で資料を突き合わせて確認すれば、内容を十分把握できるレベルであり、不明なことがあったら、簡潔明瞭に質疑をすれば良いと考える。

**【その他】**

- ・予算書の事業項目や事業費のデータに、例えば、事業の説明資料などの詳細情報を紐付けると、非常に分かりやすくなると思う。予算書等に、より細かい情報を載せるとページ数が増え、かえって分からないものになってしまうのではないかと。

○予算書の記載

**【実施すべきとする意見】**

- ・金額の記載がないままでは、事業の必要性や規模の妥当性についての判断がなかなか難しい。
- ・工事請負契約で概ねの予算額が分からないと、審査にならない。

**【実施すべきでないとする意見】**

- ・不明なことや確認の必要がある場合には、質疑をすれば良い。
- ・他市では入札の予定価格を事前に公表しているところもあるが、小田原市では公表していないので、入札方式等を統一することが必要であり、慎重にならざるを得ないのではないかと考える。

○説明

**【実施すべきとする意見】**

- ・説明に関しては、議員だけではなく、市民が聞いて分かるようにしなければならないこと、また、議事録に残すということが大切であるため、口頭説明は現状維持で良いが、併せて読み原稿があれば、後々の確認もできるので、説明文書の提供を求めたい。

**【実施すべきでないとする意見】**

- ・説明を聞くことによって認識が深まるということもある。また、口頭説明等の文書を事前に出してもらうことは、職員に大きな労力がかかってしまう。
- ・現状のままでも分かりやすいと思っている。

○資料の請求

**【実施すべきとする意見】**

- ・年度を遡っての資料請求に関しては、請求の必要性和職員の負担を考慮した上で、過去の年数は5年程度で良いのではないかと。10年以上の資料が必要となる場合は、その必要性を明確にし、例えば、コロナ前の状況と比較するなど、理由を伝える必要があるのではないかと思う。
- ・物価の高騰や補助金の関係などにより変わる部分があり、長期の数字を確認しても意味がない場合も考えられるため、最長で10年と考える。

**【実施すべきでないとする意見】**

- ・特になし

## 【その他】

・総括質疑に使うことも重要ではあるが、例えば、その事業自体に問題がないというような判断をするための過程で必要なこともあり、結果として、総括質疑に使わなかったとしても、請求自体を否定することは適切ではないため、その点に留意すべきである。

### (3) 検討結果

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、次の結論に至った。

- ① より詳細な情報の提供については、他市の例を参考に、機会を捉えて、「事業内容一覧表」の内容に各事業費の内訳を加えるよう、執行部に検討を要望する。
- ② 予算書の記載については、工事請負費中の個々の事業費の予算額を記載するよう、執行部に要望する。
- ③ 説明については、現状のままで良いとする。
- ④ 資料の請求については、次のとおりとする。
  - ・ 例年請求している資料や要求することが既に分かっている資料（真に必要な資料に限る）については、事前に内定委員によりリスト化し、委員会初日に採決し、一括請求し、提出期日は所管部局の審査の翌日の15時までとする。
  - ・ 委員会の中で必要となった資料はこれまでどおりの手続きで請求することとし、提出の期限は請求の翌日の15時までとする。
  - ・ 年度を遡って資料を請求する場合は、過去5年程度までとし、長期の場合でも原則過去10年までとする。
  - ・ 資料の作成に著しく時間やコストがかかる場合は、執行部は必ず、資料請求時の可否確認の際に申し出ることとする。

## 検討項目 ⑦ 会議録の暫定版の発行について

### (1) 現在に至るまでの経緯等

現在、録音媒体を業者に渡し反訳してもらうことに約1か月、反訳された内容を

職員が校正することに約1か月かかるため、会議録公開までに約2か月かかっているが、委託業者から提出のあった初稿であれば、会議の約1か月後に掲示が可能となるため、初稿の提供について、検討することとした。

## (2) 主な意見

(第2回) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

- ・特になし

(第3回)

### 【実施すべきとする意見】

- ・どのように答えたか、また、他の方の質問について言われていたことなど、早くにいろいろ知りたい場面も多いが、もし議会局の負担が多くなってしまえば、考えていかなければならないと思う。
- ・暫定版であり、完全版ではないとすれば、それほどに議会局の負担がないのではないか。

### 【その他】

- ・会議録の調製が遅くなっている原因は、議会の質問者が増え、一問一答の質問も多くなっていることで非常に会議録の分量が増えていることにあると思う。議員もある程度考慮しなければいけないところもあるのではないか。

## (3) 検討結果

議会局から、「対象の会議は、本会議と3常任委員会、予算、決算特別委員会とする」、「校正前のPDFデータを、公式記録ではない暫定版として、議員と職員のみに対し、閲覧できるようにする」、「会議録がホームページに公開された後はデータを削除する」、「データ提供の目安は、原則、本会議が開催日の約16日後、委員会が開催日の約30日後とする」という条件であれば、負担は生じないとの説明を受け、議会局の説明の条件を付した上で、初稿の提供をすべきとの結論に至った。

## 検討項目 ⑧ 市議会災害対応について

### (1) 現在に至るまでの経緯等

災害時の議員の役割について、議員の安全確保の観点から、正副議長及び議会運営委員会の正副委員長の参集方法や議員の対応及び職務などに関して「小田原市議会災害対策対応規程」の見直しを行うとともに、各議員の行動などをルール化・フロー化した「小田原市議会災害対応マニュアル（災害発生時議員行動マニュアル）」の作成について検討することとした。

### (2) 主な意見

**(第3回)** ※調査票により各会派持ち帰りとした。

○小田原市議会災害対策対応規程

・特になし

○災害発生時議員行動マニュアル

・特になし

**(第4回)**

○小田原市議会災害対策対応規程

**【見直すべきとする意見】**

・平成16年に規程を最初に作成する際、視察に行ったが、議員が直接、市本体の災害対策本部や所管に連絡を取ってしまい、本部の業務を妨げてしまうことがあったと聞いた。市の災害対策本部への影響を防ぐために、情報等は議会の災害対策本部に集めて、市本体と議会のやりとりは、本部同士で行わなければならないと思っている。その場合、規程に明確に定めるべきではないかと考える。

・規程が作成された当時とは、現状、変わっているところもあるので、見直すべきである。

**【見直すべきでないとする意見】**

・特になし

## ○災害発生時議員行動マニュアル

### 【実施すべきとする意見】

- ・災害発生時における議会の機能維持や議員、議会局の役割を明確にし、情報伝達の漏れを防ぎ、誤解を減らすことにつながるものと考え、民間で導入されている例を参考に検討すべきである。例えば、震度5以上の地震が発生した際、各議員が議会局に対して、自身の安否、家族や家屋の状況、今いる場所や今後の行動などの情報を共有することが必要ではないかと考える。
- ・災害発生時における議員に必要とされる行動がどのようなものか議論して、マニュアルに明記すべきことがあるならば、作成すべきである。例えば、災害発生時に議長が市役所に参集しなければならない場合、場所によっては参集できない点も考慮して作成すべきであると考ええる。

### 【実施すべきでないとする意見】

- ・マニュアルではなく、規程にしっかり定めるべきと考える。

## (第5回)

## ○小田原市議会災害対策対応規程

### 【見直すべきとする意見】

- ・他市の事例において、議員はあくまでも、市議会の災害対策本部としか連絡をとることができないということが明確になっていたのも、このような本部とのフローが分かるような形で追加できたら良いと思う。

### 【見直すべきでないとする意見】

- ・特になし

## ○災害発生時議員行動マニュアル

### 【実施すべきとする意見】

- ・マニュアルについてもしっかりと話し合われると、議員もどう行動すべきか分かりやすくなり良いと思う。

【実施すべきでないとする意見】

- ・特になし

(3) 検討結果

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、小田原市議会災害対策対応規程について見直し、災害発生時議員行動マニュアルを作成すべきとの結論に至った。

## 検討項目 ⑨ 議会役員の選出方法の見直しについて

(1) 現在に至るまでの経緯等

現在、地方自治法により、正副議長の選出方法は選挙が義務付けられているが、選挙に際し行っている候補者の絞り込みは法的拘束力がなく、絞り込みをされた候補者が所信表明演説を実施しても、必ずしも選任されるものではない。

また、正副委員長の選任方法については、地方自治法上規定がなく、小田原市議会委員会条例により互選としており、議会選出監査委員の選出については、市長からの依頼（議会あて候補者の推薦依頼）を踏まえ、最終的に市議会として絞り込みを行い、市長へ推薦している。

議長選挙での所信表明演説に伴うマニフェスト配布、本会議場における公開、時間制限緩和の可否について検討するとともに、正副議長、議会選出監査委員及び正副委員長に誰を選出するかについて、新たに要件を設けるか検討することとした。

(2) 主な意見

(第2回) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

- ・特になし

(第3回)

【見直すべきとする意見】

- ・所信表明の文書を事前に配ることは必要である。また、議員は市民の代表であり、その中の代表を選ぶということであるので、市民にも公開されるべきであると思う。さらに、委員会の委員長や副委員長においても、市民の代表である議員が皆、ある程度経験することが重要であると思う。

#### 【現状維持とすべきとする意見】

- ・役員は経験が必要だったり、経験を積む意味合いもあったりといろいろあるが、議会三役や正副委員長それぞれの役割で、そのときの状況に応じて選出が必要であると考えため、議会役員等の選出に要件を設けるべきではない。
- ・基本的には選挙で選ばれる、または、結果的に多数決で選ばれるということであり、それ以上でもそれ以下でもない。
- ・現状がバランスのとれたやり方であると考えている。

### (3) 検討結果

見直すべきとの意見もあったが、現状維持とすべきとの意見が多数であったことから、現状維持とすべきとの結論に至った。

## 5 参考資料

< 別紙参照 >

(1) 中間答申検討結果一覧・・・・・・・・・・別紙1

小田原市議会局

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電話番号 0465-33-1761

FAX 0465-33-1760

## 1 中間答申 検討結果一覧

検討項目		結果
(1) 会派制の在り方について	—	(ア) 現状維持とすべきとの結論に至った。
(2) タブレット導入による 政務活動費の見直しについて	ア インク・トナーカートリッジ	(ア) 50%の按分率を設定し、上限額は設定しないとの結論に至った。
	イ FAX使用料	(ア) 50%の按分率を設定し、上限額は設定しないとの結論に至った。
(3) 議会報告会について	—	(ア) 現状維持とすべきとの結論に至った。
(4) 休日・夜間議会について	—	(ア) 実施すべきでないとの結論に至った。
(5) 行政視察の在り方の見直しについて	—	(ア) 現状維持とすべきとの結論に至った。
(6) 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）	ア より詳細な情報の提供について	(ア) 他市の例を参考に、機会を捉えて、「事業内容一覧表」の内容に各事業費の内訳を加えるよう、執行部に検討を要望するとの結論に至った。
	イ 予算書の記載について	(ア) 工事請負費中の個々の事業費の予算額を記載するよう、執行部に要望するとの結論に至った。

	ウ 説明について	(ア) 現状のままで良いとの結論に至った。
	エ 資料の請求について	<p>(ア) 次の4点の結論に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例年請求している資料や要求することが既に分かっている資料（真に必要な資料に限る）については、事前に内定委員によりリスト化し、委員会初日に採決し、一括請求し、提出期日は所管部局の審査の翌日の15時までとする。</li> <li>・委員会の中で必要となった資料はこれまでどおりの手続きで請求することとし、提出の期限は請求の翌日の15時までとする。</li> <li>・年度を遡って資料を請求する場合は、過去5年程度までとし、長期の場合でも原則過去10年までとする。</li> <li>・資料の作成に著しく時間やコストがかかる場合は、執行部は必ず、資料請求時の可否確認の際に申し出る。</li> </ul>
(7) 会議録の暫定版の発行について	—	(ア) 議会局の説明の条件を付した上で、初稿の提供をすべきとの結論に至った。
(8) 市議会災害対応について	—	(ア) 小田原市議会災害対策対応規程について見直し、災害発生時議員行動マニュアルを作成すべきとの結論に至った。
(9) 議会役員の選出方法の見直しについて	—	(ア) 現状維持とすべきとの結論に至った。